

事務連絡
平成23年3月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中核市
(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成23年3月11日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであります。被災地においては、介護職員等が不足している恐れがあり、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。(別添イメージ図参照)

つきましては、3月28日(月)から4月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙1)派遣職員調査総括票」及び「(別紙2)派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、職員派遣の経費については、福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等について、概ね被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費を災害救助費から支払うことができます。

○提出〆切

別紙1・・・平成23年3月18日(金) 17時まで

別紙2・・・平成23年3月22日(火) 17時まで

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……………老健局振興課人材研修係

永見係員: nagami-kazuki@nhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線3936)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

障害児・者関係施設……………障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
郡司係員: gunji-masahiro@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線3091)
(ダイヤル) 03-3595-2528
(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係
村本係長: muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
岩瀬主査: iwase-toyoaki@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)
(ダイヤル) 03-3595-2491
(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係
櫻井係員: sakurai-takuma@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)
(ダイヤル) 03-3595-2616
(FAX) 03-3591-9898

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	有料老人ホーム					
	適合高齢者専用賃貸住宅					
	認知症高齢者グループホーム					
	短期入所生活介護事業所					
	通所介護事業所					
	小規模多機能居宅介護事業所					
	訪問介護事業所					
	訪問入浴介護事業所					
	夜間対応型訪問介護事業所					
合 計						

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (障害児・者関係施設)

(単位:人)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	生活支援員 介護職員	保育士	職業指導員 就労支援員	社会福祉士 精神保健福祉士	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市								
訪問系サービス(注1)								
日中活動系サービス(注2)								
障害者支援施設								
GH・CH								
旧体系サービス(注3)								
障害児施設(注4)								
精神障害者社会復帰施設等(注5)								
合 計								

(注1)「訪問系サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。

(注2)「日中活動系サービス」は、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいう。

(注3)「旧体系サービス」は、(旧身体障害者更生施設(通所を含む。))、(旧身体障害者入所施設)、(旧知的障害者通所授産施設)、(旧知的障害者入所更生施設)、(旧知的障害者通所更生施設)、(旧知的障害者入所授産施設)、(旧知的障害者通所授産施設)、(旧知的障害者通所授産施設)をいう。

(注4)「障害児施設」は、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通所施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通所施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通所施設、重症心身障害児施設、重症心身障害者入所施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設をいう。

(注5)「精神障害者社会復帰施設等」は、精神障害者入所施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設をいう。

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表
(児童・母子・婦人関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援 専門員	母子指導員	児童生活支援 員	保育士	左記以外の職員	計
〇〇県市	乳児院								
	児童養護施設								
	情緒障害児短期治療施設								
	児童自立支援施設								
	母子生活支援施設								
	助産施設								
	婦人保護施設								
	児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)								
	小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)								
	放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)								
	合 計								

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査 (生活保護関係)

(単位:人)

	施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	救護施設					
	更生施設					
	合 計					

【別紙2】

県・市

派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

施設種別	施設名		
都道府県	住所	TEL	FAX
担当者（役職）			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	〇月〇日～〇月〇日（〇日間）	介護職員	男・女	
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録いただける場合には、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。